

Monthly Association of Construction  
Industry NEWS

# 会報

2007 October

10



パステル画

「青島ビロー林」  
宮崎 市



**(社)宮崎県建設業協会**

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:[info@miyazaki-kenkyo.or.jp](mailto:info@miyazaki-kenkyo.or.jp)

---

# 目 次

◇平成19年10月行事予定	1
◇平成19年11月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（9月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 『宮崎県平成20・21年度入札参加資格審査申請』技術等評価数値において (社)宮崎県建設業協会関係事業・講習会等加点対象となる！	3
2. 平成20・21年度宮崎県入札参加資格審査申請の受付について	5
3. 平成19年度違反建築防止週間の実施について	6
4. フロン回収には行程管理票の交付が10月1日より義務づけられました	8
5. 金属盗難防止対策に関する協力について	9
◇雇用改善コーナー	
1. 平成19年度建設雇用改善推進月間実施要領	10
2. 平成19年度「建設業に働く若者からのメッセージ」の募集結果	12
◇協同組合	
1. 全建協連の総合補償制度（第三者賠償補償制度等）の契約更改のお知らせ	14
◇技士会	
1. 入札参加資格審査評価においてCPDS（継続学習）制度に「10点」の加点	16
2. 2級土木施工管理技術検定試験における『準備講習会』終わる	17
3. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!	17
◇建退共	
1. 平成19年度建設業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱	19
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	20
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（8月分）	20
◇建災防	
1. 「重機労働災害防止緊急パトロール運動」の結果について！	21
2. 計画的な有資格者の育成を！	21
◇火薬協会	
1. 火薬類の事故発生状況	23
2. 煙火使用時の基準の厳守	25
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（8月分）	26
◇(財)建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済加入促進月間 実施中!!	27

---

## 平成19年10月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建防災・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火	九州建設業協会会長会議（福岡） 九州建設業協会専務・局長会議（福岡）		
3	水			火薬保安講習会（宮崎）
4	木	全国建設産業団体連合会会長会議 （東京） 雇用改善建設現場等見学会 （都城工業高校）		九州各県建設業協同組合会議 （福岡）
5	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（6日まで清武）	
6	土			
7	㊤	1級土木施工管理技士実地試験 （福岡）		
8	月	体育の日	体育の日	体育の日
9	火			
10	水	技士会 技術委員会	低層住宅研修会（木花）	
11	木	九州建設業協会技術担当職員研修 会（沖縄）		
12	金			全建協連正副会長会議（東京） 火薬資格試験合格発表
13	土			
14	㊤			
15	月			
16	火	振興基金業務説明会（東京） 宮崎県道路整備促進大会（宮崎） 日向工業高校雇用改善建設現場就 業体験（19日まで）	納入告知書発送	
17	水	延岡工業高校雇用改善建設現場就 業体験（19日まで）		
18	木			火薬保安講習会（西都）
19	金		建退共事務担当者研修会（宮崎） 高所作業車運転技能講習 （21日まで清武）	
20	土			
21	㊤			
22	月			
23	火	宮崎県建設業協会青年部連合大会 宮崎工業高校雇用改善建設現場就 業体験（26日まで）		
24	水	九州建設業協会地域・定例懇談会 （宮崎）	基金各地区（市）建設業協会事務 局長会議	
25	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（27日まで清武）	火薬保安講習会（延岡）
26	金			火薬従事者講習会（日向）
27	土			
28	㊤	2級土木施工監理技術検定試験 （福岡、鹿児島）	建災防宮崎県安全衛生大会 （佐土原）	
29	月			
30	火			
31	水			

## 平成19年11月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	全国建設労働問題連絡協議会 (東京) 過積載運動推進大会(宮崎駅前) 雇用改善建設現場等見学会 (宮崎工業高校)		
2	金	建設雇用改善推進全国会議(東京) 建設雇用改善推進の集い(東京) 第4回リーダー育成研修会	建災防全国事務局長会議(東京)	火薬登録講師研修会(大分)
3	土			
4	㊤			
5	月	雇用改善建設現場等見学会 (日向工業高校)		
6	火	雇用改善建設現場等見学会 (宮崎農業高校)		
7	水			
8	木		建退共支部担当者ブロック会議 (沖縄)	
9	金	建設業の適正取引に関する講習会 (サンホテルフェニックス)		
10	土			

## 県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内(9月分)

### 【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	宮崎県平成20・21年度建設工事等の入札参加資格審査の申請について	宮 崎 県	HTML
2	美郷町平成20・21年度指名競争入札参加資格審査(指名願)の受付について	美 郷 町	HTML

### 【会員専用】

	項 目	所 管	形 式
1	違反建築防止週間の実施について(宮崎県からのお知らせ)	宮 崎 県	PDF
2	建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正について	国 土 交 通 省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。  
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

## 県協会 会員の動き

(9月1日~30日)

### 【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
串 間	(有) 平 原 組	代表者	平 原 ヒ ミ	加 藤 寛 二
日 南	(有) 高 橋 建 設	代表者	高 橋 文 七	高 橋 浩 文

### 【退 会】

地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名	地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(株) 宮 新 建 設	田 宮 淳	延 岡	南 海 工 業 (株)	吉 原 日 出 男
小 林	(株) 第 二 建 設	児 玉 洋 征		山 田 工 業 (株)	山 田 健 司
	(株) ウ エ ダ	上 田 篤 行		(有) 平 和 建 設	山 口 俊 彦
東 諸	(株) 岩 見 建 設	岩 見 章 子		(有) 高 見 組	高 見 慶 次
日 向	(有) 丸 誠 産 業	阿 部 哲 也		一 心 工 業 (株)	大 賀 研 二
日 南	共 栄 土 木 (有)	矢 野 宏 志 郎		大 丸 開 発 (株)	高 橋 徹

---

# 県協会

---

## 1. 『宮崎県平成20・21年度入札参加資格審査申請』 技術等評価数値において（社）宮崎県建設業協会 関係事業・講習会等加点対象となる！

（社）宮崎県建設業協会 会長 古小路 汎

会員の皆様におかれましては、当協会の事業運営に対しまして、格別のご協力・ご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設業者研修会において既にご存知とは存じますが、宮崎県においては、平成20・21年度の入札参加資格申請を10月より受付を開始いたします。

また、平成20・21年度の申請より、経営事項評価数値（1,000点）と技術評価数値（448点）の配分が7：3と、技術評価数値のウエイトが高くなっており、当協会においても兼ねてより要望しておりました下記項目についても加点対象となりましたので、お知らせいたします。

つきましては、当協会会員における申請書・確認書につきましては、当協会より申請を確認し、当協会発行による確認書等を所属の地区（市）協会へ全て郵送しておりますので、申請の際にはお忘れのないように提出していただきますようお願い申し上げます。

また、別記のとおり、建設業者研修会より、平成20・21年度入札参加資格の基準の取扱いが一部変更となっておりますので、確認していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 技術評価点・地域貢献における（社）宮崎県建設業協会加点対象事業

- (1) 雇用改善事業 建設現場等見学会
- (2) // 建設現場就業体験（インターンシップ）

#### 2. 技術評価点・研修会における（社）宮崎県建設業協会加点対象研修会等

- (1) 雇用改善事業 リーダー育成研修会（修了証書閉講式時配布）
- (2) 建設業の適正取引に関する講習会
- (3) 新分野進出セミナー（受講証書閉講時配布）

※ (1)、(3)においては、修了（受講）証書が申請書となります。

改めて申請書（様式第7号）を作成する必要はありません。

#### 3. 技術評価点・地域貢献における宮崎県建設業協会青年部連合会加点対象事業

- (1) おたすけハウス
- (2) 平成18年青年部連合大会時地域貢献（道路清掃）

以上

## 平成20・21年度入札参加資格審査における基準の取扱いについて

宮崎県県土整備部

このことについては平成19年度建設業者研修会においてその内容を説明したところですが、参加者の方から技術者要件の取扱いや加点の考え方等について御要望や御質問がありましたので下記のとおり御連絡します。

## 記

## 1 等級要件における技術者の雇用期間について

- (1) 建設投資が大幅に減少するなど建設業の経営を取り巻く環境が大変厳しくなる中、今回の技術者要件を満たすためには相当の準備期間が必要と考えられるため、適用を延伸します。

## [変更前]

特A、A、Bに格付けされるにあたっては、平成19年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍する有資格技術者の数が次の要件を満たしていることが必要です。

要件を満たしていない場合、直近下位に格付けします。

	特A	A	B
土木一式	5名以上 (うち1級相当が2名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)	
建築一式	5名以上 (うち1級相当が2名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)	
電気		2名以上 (うち1級相当が1名以上)	
管		2名以上 (うち1級相当が1名以上)	
ほ装		4名以上 (うち1級相当が1名以上)	2名以上



## [変更後]

特A、A、Bに格付けされるにあたっては、平成19年9月30日の時点で、3か月以上継続して在籍する有資格技術者の数が次の要件を満たしていることが必要です。

要件を満たしていない場合、直近下位に格付けします。

	特A	A
土木一式	5名以上 (うち1級相当が2名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)
建築一式	5名以上 (うち1級相当が2名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)
電気		2名以上 (うち1級相当が1名以上)
管		2名以上 (うち1級相当が1名以上)
ほ装		3名以上 (うち1級相当が1名以上)

## 2 加点の考え方について

### (1) 研修会等の受講実績

ア. 研修会等の受講については、1人1講座当たり1点を最大10点まで加点することとしておりますが、その考え方については、次のとおりです。

○ 1人の方が、複数の研修会等を受講した場合には、その数だけ加点することができます。

例1) A氏が(財)宮崎県建設技術推進機構と(社)宮崎県建設業協会において、1つずつ研修会等を受講した。→2回×1点=2点を加点できる。

例2) A氏が(財)宮崎県建設技術推進機構において、2つの研修会を受講した。

→2回×1点=2点を加点できる。

○ 会社の社員10人が、同じ研修会等を受講した場合でも、10点を加点することができます。

イ. 加点対象となる研修会等の主催または実施主体に、宮崎県森林土木協会を追加します。

## 2. 平成20・21年度宮崎県入札参加資格審査申請の受付について

### 1 入札参加資格とは

県が発注する建設工事、測量、コンサルタント業務、建築設計業務等の入札に参加する資格のことです。

この資格を持っていない建設業者、測量業者、コンサル、建築設計事務所等は、県の建設工事等の入札に参加することができません。

入札参加資格の審査は、経営事項審査(通称「経審」といいます)とはまったく別の制度で、審査の基準や評価対象も異なる点がありますので、ご注意ください。

### 2 入札参加資格の申請方法

#### (1) 申請することができる者

詳細は、「県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」「県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱」に定めていますが、主な要件は次のとおりです。

##### ① 建設業者

ア 入札参加資格の認定を受けようとする業種について、平成18年8月1日から平成19年7月31日を審査基準日とする総合評定値の通知(経審結果通知)を受けていること。

入札参加資格を申請する時点で総合評定値の通知を受けていない方は、申請日までに経営事項審査の申請書を土木事務所等に提出し、平成20年の2月中に総合評定値の通知を受けた場合に限り入札参加資格を認定します。

イ 国税・県税ともに未納がないこと。

##### ② 建設業関連業者

ア 入札参加資格の認定を受けようとする業務についての登録を受けていること。

イ 国税・県税ともに未納がないこと。

#### (2) 申請書の受付期間および提出場所

※提出先番号①：各土木事務所・西臼杵支庁、②：県土整備部管理課(1号館1階101号室)

区分	県内に本店を置く業者	提出先	県外業者(県内支店含む)	提出先
建設業者	H19年10月1日 ~10月25日	大臣許可 知事許可	H19年11月1日 ~11月10日	②
建設関連業	H19年11月1日~11月25日	①		
経常JV	H19年10月1日~10月25日	②		

(3) 提出書類および添付書類

入札参加資格の認定を受けようとする業種等によって申請書類が異なります。

申請書の様式、添付書類は9月半ばを目途に県のホームページに掲載するほか、管理課、各土木事務所・西臼杵支庁にて配布する予定です。前回の様式とは異なりますのでご注意ください。

### 3 入札参加資格の認定

(1) 資格認定日ー平成20年4月1日

※ 入札参加資格を認定した場合は、入札参加資格審査結果通知書を送付します。

また、認定を受けた建設業者等の名簿は、管理課、各土木事務所・西臼杵支庁で閲覧できるほか、県のホームページにも掲載します。

(2) 有効期間ー平成20年4月1日～平成22年3月31日（2年間）

(3) 等級格付け

① 格付け対象工事（5業種）

土木一式工事／建築一式工事／電気工事／管工事／ほ装工事

※ その他の業種については、入札参加資格の有無のみを審査し、点数や等級はつきません。

② 等級格付けの方法

◎総合数値と等級要件により決定します。

総合数値		+	等級要件
経営事項評価数値	技術等評価数値		

等級要件を満たす業者を、総合数値の高い順にランク付けしていく業者数固定方式です。したがって、何点以上であれば何ランクという基準はありません。

【業種毎・等級毎の業者数】

	土木一式	建築一式	電気	管	ほ装
特A	68	33	—	—	—
A	213	62	60	82	45
B	326	81	75	83	30
C	380	188	残	残	残
D	残	残	—	—	—

## 3. 平成19年度違反建築防止週間の実施について

宮崎県県土整備部長

日頃から本県の建築行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記週間について、本年10月11日（木）から10月17日（水）において実施することとしました。

つきましては、この期間中に一斉公開建築パトロールを別添要領により実施しますので、貴会におかれましても本週間の趣旨を御理解いただき、積極的に御協力くださるようお願いいたします。



## 別 添

# 平成19年度宮崎県違反建築防止週間実施要領

### 1 目 的

本週間は、県民一般に建築基準法その他関係法令の目的・内容について周知を図るとともに、違反建築物に対して行政上の所要の措置を講じることによって、良好な市街地環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的とする。

### 2 期 間

平成19年10月11日（木）から10月17日（水）まで

### 3 実施主体

宮崎県、宮崎市、都城市及び延岡市  
（日向市は限定特定行政庁のため、県（日向土木事務所）と合同で実施する。）

### 4 重点事項

- (1) 違反建築物是正指導の徹底
- (2) 違反建築物に関与した建築士等の情報収集及び指導の徹底
- (3) 法令違反しているカラオケボックスの是正徹底
- (4) 工事監理の徹底
- (5) 工事完了検査の徹底
- (6) 既存建築物（特に小規模雑居ビル）に係る違反是正対策の徹底

### 5 実施要領

実施主体が一体となって、この週間に「一斉公開建築パトロール」を実施するほか、違反建築物等に対して所要の措置を積極的に講じるとともに、建築基準法が良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の確保等に果たす役割等について、各地域の住民等に対し周知を図る。

また、法令違反しているカラオケボックスの是正指導を徹底するとともに、小規模雑居ビルにかかる防火・避難上の重大な違反について、是正指導を引き続き実施する。

（具体的な取り組み）

- ・ 関係機関への協力依頼
- ・ 違反建築防止に関する啓発（ポスターの掲示）
- ・ 一斉公開建築パトロール（別紙「一斉公開建築パトロール実施要領」による）
- ・ 工事監理者選定の励行及び啓発
- ・ 適切な工事監理のための啓発・指導及び施工状況報告の徹底
- ・ 工事完了検査申請の督促及び完了検査未了建築物への立入指導
- ・ カラオケボックス及び小規模雑居ビルへの立入調査及び指導・啓発

## 別 紙

# 一斉公開建築パトロール実施要領

### 1 日 時

平成19年10月11日（木）午前9時から正午まで

### 2 実施対象区域

建築活動の活発な地域とする。

### 3 動員体制

建築担当職員を中心に複数の班を編成する。

### 4 重点事項

特定行政庁は、重点事項を各々定めたうえで、所要の措置を講じるものとする。  
（宮崎県）

県民生活の基盤である住宅（共同住宅や他の用途を兼ねるものを含む。）の工事監理及び完了検査の徹底、カラオケボックス及び小規模雑居ビルの防火・避難上の重大な違反について、是正指導の徹底を図る。

- ・ 施工状況報告書が提出されていない現場や、完了検査未了の建築物を重点的に点検する。
- ・ 確認表示板における工事監理者の表示を点検・指導する。
- ・ 違反建築物の是正状況を再度確認し、適切に是正が行われていない建築物については、対象建築物の所有者又は管理者に対し是正指導を行うと共に、関係の設計者、監理者、施工者に関する情報を収集・整理し、是正指導を行う。
- ・ 先の調査により法令違反が明らかカラオケボックスの所有者・管理者に対し改めて立入指導及び是正状況の確認を行う。
- ・ 小規模雑居ビルの所有者・管理者及び占有者に対し、安全性の確保等について啓発及び立入指導等を行う。

### 5 実施結果の報告

パトロール終了後、様式2及び様式3（違反建築物がある場合）に記載して午後1時15分までに建築住宅課へ提出する。

### 6 報道機関への発表

県において、「一斉公開建築パトロール」の実施結果について、記者クラブへ資料提供（投げ込み）を行う。

## 4. フロン回収には行程管理票の交付が10月1日より義務づけられました

### 改正フロン回収・破壊法対応 行程管理票

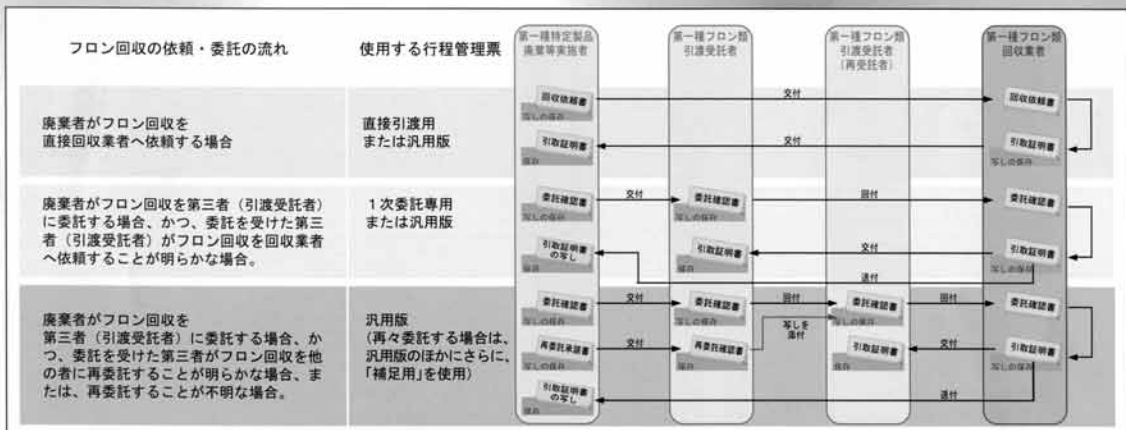
平成19年10月1日より施行の「改正フロン回収・破壊法」において、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を廃棄する際、フロン回収を書面（行程管理票）による管理（行程管理票の交付・回付・保存など）が義務づけられました。（行程管理制度）

同時に、建物解体時には、元請業者は、業務用冷凍空調機器設置の有無を確認し、発注者に対して、事前に書面（事前確認書）にて説明する義務があります。

有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会（INFREP）では、円滑に行程管理制度が運用されるよう、標準的な「行程管理票」を作成、発行しましたのでご活用下さい。

（廃棄する業務用冷凍空調機器からの）

## フロン回収には行程管理票の交付が10月1日より義務づけられました。



#### フロン回収行程管理票（4種類）

	価格(税込み)
◆汎用版 (直接引渡、委託のどちらでも使用可。再委託まで。)	100円
◆補足用 (再々委託以降の場合に汎用版とセット使用)	100円
◆直接引渡用 (機器廃業者が直接回収業者へ依頼する場合に使用)	100円
◆直接引渡用 (30綴/冊)	1,500円
◆1次委託専用 (委託(1回のみ)して回収業者に依頼する場合)	100円

#### 設置機器事前確認書

◆事前確認書+説明書	30円
------------	-----

・INFREPのホームページからもダウンロードできます。



行程管理票(汎用版)



設置機器事前確認書

◆INFREPでは、以下のようなシールを用意しています。

フロン未回収シール  
(事前確認時に貼付用)



建物解体時に、解体工事の元請業者が、事前確認をした時に、第一種特定製品に貼付。

フロン使用機器シール  
(既存機器貼付用)



フロン回収済シール  
(フロン回収後貼付用)



平成14年3月以前に出荷され、現在もフロンを使用している機器に貼付(主にサービス時にサービス会社が貼付)。

フロン回収業者が、廃棄する機器からフロン回収を終了した時に貼付。

シールの入手先等は、INFREPのホームページをご覧ください。  
(<http://www.infrep.jp>)

## 5. 金属盗難防止対策に関する協力について

宮崎県警察本部生活安全部長

ここ最近における金属製の物品又は金属を主材料とする物品（以下「金属材」という。）の取引き価格の高騰により、換金目的の犯行と思われる金属材を対象とした盗難事件が相次いで発生しております。

全国的に見ますと、ガードレール、電線、マンホールの蓋、公園の滑り台など、公用の用途に供されている物品をはじめ、これまで多種多様な金属材が被害に遭っております。

本県におきましても、平成19年8月31日現在で、120件余の銅線、電線、鉄筋類などの金属盗難事件が発生し、最近では道路に敷かれた鉄板やステンレス、水道部品等の特異なものまでが、被害に遭っております。

この種事件は、波及性があり、広域的に敢行されるため、今後も発生が予想されます。

つきましては、特に夜間等における資材等の保管管理、施錠など施設の警戒・近隣への通報依頼などの防犯対策を講じていただくとともに、犯人や不審車両を目撃した場合における、速やかな通報を行うなどの対策強化にご協力をお願いいたします。

### 地域安全情報だより

発信者：宮崎県警察本部生活安全企画課  
(代) 0985-31-0110 (内線3023)

#### 金属材の盗難被害多発!!!

全国的に電線、銅線、ステンレスなどの金属材の盗難被害が多発しています！

宮崎県でも、平成19年になってから、既に127件（平成19年8月31日現在）の金属材が盗まれております。

被害に遭わないよう、警戒の強化と防犯対策をしましょう！

#### 金属材を管理する皆さんへ

盗難に遭わないよう、施錠を確実にするとともに、金属材の保管方法を変更したり、可能であれば、防犯センサー、防犯カメラを取り付けましょう。

#### 工事現場等で電線や銅線を管理する皆さんへ

- ◆ 建設現場や下水道工事現場等では、電線や銅線を置いたままにしないようにしましょう。
- ◆ 犯人は、事前に下見をする場合が多いので、普段から不審者、不審車両に注意し、車のナンバーをメモするなどしておきましょう。
- ◆ 電線などの資材を、やむを得ず、置いたまま無人にする場合は、出入り口付近をふさいだり、電線などの資材の前に物を置き、搬出されにくいようにしましょう。

#### 公園や、各種施設を管理する皆さんへ

- ◆ 様々な金属材が狙われています。警戒活動を徹底しましょう。
- ◆ 施錠の強化や、スプレー等によるマーキング等の盗難防止を実施しましょう。
- ◆ 可能であれば、金属製以外の製品による代替え策を検討しましょう。

不審な人や車を発見した場合は、  
慌てず、迷わず、落ち着いて  
110番通報しましょう!!



# 雇用改善コーナー

## 1. 平成19年度建設雇用改善推進月間実施要領

### 1. 趣 旨

建設業は、国内総生産の約10%を生み出し、全雇用者のほぼ1割に当たる453万人を抱える基幹産業として、我が国の経済・雇用を支える重要な役割を果たしているが、その雇用管理の実態をみると、不明確な雇用関係、不安定な雇用形態の存在、長労働時間、労働福祉の立ち遅れ、労働災害の多発など依然として解決すべき課題は多い。

また今日、建設業は厳しい経営環境に直面しているが、この困難な時期を乗り越え、建設業の発展の道筋をつけていくことは、我が国経済の発展や雇用の安定にとって極めて重要である。

このような観点から、本年度においても建設労働者の雇用の改善について、厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構が連携し、建設事業主を始め関係者の関心と理解を深め、雇用改善の一層の推進を図ることを目的として「建設雇用改善推進月間」を11月に実施し、中央及び地方の各機関を挙げて各般の啓発活動を展開することとする。

### 2. スローガン

「明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善」

### 3. 実施時期

平成19年11月1日から11月30日までの1か月間

### 4. 主 催

厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構

### 5. 協 賛

- (社) 全国建設業協会
- (社) 日本建設業団体連合会
- (社) 全国中小建設業協会
- (社) 建設産業専門団体連合会
- (社) 日本建設業経営協会
- (社) 全国建設産業団体連合会

### 6. 実施事項

#### (1) 中央において実施する事項

##### イ 「建設雇用改善推進の集い」の開催

期間雇用者の常用化の促進等建設労働者の雇用の改善について積極的な努力を行い、その成果がみられる中小建設事業所、建設事業主団体の役職員等に対する厚生労働大臣表彰及び国土交通大臣表彰並びに「建設業に働く若者からのメッセージ」の優秀作等の厚生労働大臣表彰、国土交通大臣表彰、独立行政法人雇用・能力開発機構理事長表彰及び協賛6団体会長表彰を実施するとともに、講演等を実施する。

よ り よ い <sup>しょく</sup> <sup>ば</sup> 現 場 で 働 き た い !

ロ 建設雇用改善推進全国会議の開催

都道府県労働局及び独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの建設雇用改善業務担当者、及び都道府県建設業協会に配置されている雇用改善コンサルタント等を対象とする全国会議を開催する。

ハ 広報活動の展開

各種広報媒体を活用することにより、建設雇用改善推進月間の趣旨等について広汎な広報活動を展開する。

(イ) 厚生労働省関係広報誌の活用

厚生労働省職業安定局編集の「職業安定広報」の11月6日号を「建設雇用改善推進月間特集」として編集するほか、厚生労働省広報誌に関連記事を掲載する。

(ロ) 国土交通省関係広報誌の活用

国土交通省広報誌「国土交通」等に「建設雇用改善推進月間」等に関する特集記事を掲載する。

(ハ) リーフレットの配布

「建設雇用改善推進月間」の趣旨等を掲載したリーフレットを都道府県労働局、国土交通省地方整備局等及び独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターを通じ、関係行政機関及び建設業界に配布する。

(ニ) 独立行政法人雇用・能力開発機構関係広報誌の活用

独立行政法人雇用・能力開発機構雇用管理部建設雇用支援課編集の「つち」11月号を「建設雇用改善推進月間特集号」として編集し、「建設業に働く若者からのメッセージ」優秀作等を掲載した特集号（別冊）を発行するとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構広報誌に関連記事を掲載する。

(ホ) ポスター等による広報

独立行政法人雇用・能力開発機構において、「建設雇用改善推進月間」の趣旨等を掲載したポスター等を作成し、関係行政機関及び建設業界に配布する。

(ヘ) 業界発行の広報誌（紙）、機関誌（紙）等の活用

業界団体、建設事業主等の発行する広報誌（紙）、機関誌（紙）等に「建設雇用改善推進月間」の関連記事の掲載を依頼する。

(ト) 一般新聞及び業界新聞の活用

厚生労働記者会、国土交通省記者クラブ等に対し、発表を行い、関係記事の掲載を依頼する。

(2) 地方において実施する事項

各都道府県労働局及び独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて共催団体等と協議の上、地域の実情に応じて、適宜、以下に掲げる実施事項について、追加等を行うことにより、実効ある月間の推進に努めるものとする。

また、都道府県に対し、建設雇用改善優良事業所知事表彰等の月間諸行事への協力を要請する。

イ 都道府県建設雇用改善推進大会の開催

都道府県における建設雇用改善の気運の一層の醸成を図るため、「都道府県建設雇用改善推進大会」を開催し、建設労働者の雇用改善を積極的に行った事業所等に対する表彰等を行うこととする。

ロ 広報活動の展開

(イ) 広報活動の展開

よ り よ い <sup>しょく</sup> <sup>ば</sup> 現 場 で 働 き た い !

都道府県労働局、建設行政機関、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター及び市町村の発行する広報誌等に「建設雇用改善推進月間」に関する記事を掲載し、又は掲載を依頼する。

(ロ) 業界発行の広報誌（紙）、機関誌（紙）等の活用

業界団体、建設事業主等の発行する広報誌（紙）、機関誌（紙）等に「建設雇用改善推進月間」に関する記事の掲載を依頼する。

(ハ) 地方一般新聞、地方業界新聞等の活用

地方一般新聞、地方業界新聞の記者等に発表等を行い、関係記事の掲載等を依頼する。

ハ 出稼労働者に対する周知

各都道府県労働局は出稼労働者に対し、安定就労推進の集会等の機会を捉えて、雇入通知書を必ず受領するよう呼びかける。

## 2. 平成19年度「建設業に働く若者からのメッセージ」の募集結果

厚生労働省、国土交通省、雇用・能力開発機構は共催で、毎年、若者からのメッセージを募集し、優秀作品に対して表彰を行っています。宮崎県からは別紙のとおり40社54名から多数の応募がありました。

地区別・企業別の募集状況は別紙のとおりです。ご協力誠にありがとうございました。

### 平成19年度「建設業に働く若者からのメッセージ」応募者地区別・企業別一欄表

募集期間 平成19年6月1日～7月31日

No.	地区	会社名	代表者名	住所	応募者数	備考
1	宮崎地区建設業協会	(株)岡崎組	岡崎 修	宮崎市恒久1800-1	2	宮崎地区建設業協会
2	宮崎地区建設業協会	龍南建設(株)	坂元 道治	宮崎市本郷南方1857-3	2	宮崎地区建設業協会
	小計	2社			4	
	串間	山下左官工業所	山下 次男	串間市大平5819-74	1	串間市建設業協会
	小計	1社			1	
1	都城地区建設業協会	大淀開発(株)	堀之内芳久	都城市上長飯町5427-1	2	都城地区建設業協会
2	都城地区建設業協会	長田工務店	長田 秀一	都城市立野町7-7	1	都城地区建設業協会
3	都城地区建設業協会	鎌原建築	鎌原 篤行	県曾於郡財部町南俣1459-2	1	都城地区建設業協会
4	都城地区建設業協会	直賢建設	田中 徹	都城市下長飯町816-14	1	都城地区建設業協会
5	都城地区建設業協会	南星建設(株)	坂元伝一郎	都城市横市町9830	2	
	小計	5社			7	
1	小林地区建設業協会	(株)山本組	宮崎 一治	西諸県郡高原町西麓643	2	小林地区建設業協会
	小計	1社			2	
1	東諸地区建設業協会	(株)金子建設	金子 勝生	東諸県郡高岡町花見3090	1	東諸地区建設業協会
2	東諸地区建設業協会	(有)久保建設	久保 茂満	児湯郡新富町新田124	1	東諸地区建設業協会
	小計	2社			2	

よりよい現場しょくばで働きたい！

No.	地 区	会 社 名	代表者名	住 所	応募者数	備 考
1	高鍋地区建設業協会	川南工業(株)	井尻 雄樹	児湯郡川南町川南3015-1	1	高鍋地区建設業協会
	小 計	1社			1	
1	日向地区建設業協会	(株)橋口組	那須 博	東臼杵郡西郷村田代377	1	日向地区建設業協会
	小 計	1社			1	
1	延岡地区建設業協会	(株)盛武組	盛武 和則	東臼杵郡北川町長井3914	2	延岡地区建設業協会
	小 計	1社			2	
1	高千穂地区建設業協会	(株)矢野興業	矢野富士子	西臼杵郡高千穂町三田井6262	1	高千穂地区建設業協会
2	高千穂地区建設業協会	中央建設(株)	竹尾 楠秀	西臼杵郡高千穂町三田井6085-11	1	高千穂地区建設業協会
3	高千穂地区建設業協会	(株)工藤興業	工藤 勝利	西臼杵郡高千穂町押方352-1	3	高千穂地区建設業協会
4	高千穂地区建設業協会	(株)永迫組	永迫 健蔵	西臼杵郡日之影町岩井川2606-1	1	高千穂地区建設業協会
	小 計	4社			6	
1	宮崎県建築協会	(株)志多組	志多 宏彦	宮崎市高千穂通1丁目4-30	4	宮崎県建築協会
2	宮崎県建築協会	(株)加賀城建設	加賀城征洋	宮崎市大工3丁目285-1	1	宮崎県建築協会
3	宮崎県建築協会	吉原建設(株)	岩本 光男	都城市中原町32街区1号	1	宮崎県建築協会
4	宮崎県建築協会	(株)坂下組	坂下 利博	宮崎市広島2丁目10-16	1	宮崎県建築協会
5	宮崎県建築協会	(株)アト技建	志多 寿彦	宮崎市田代町116-3	1	宮崎県建築協会
6	宮崎県建築協会	(株)増田工務店	増田 秀文	宮崎市南花ヶ島町185	2	宮崎県建築協会
	小 計	6社			10	
1	宮崎高等技術専門学校	朽木塗装(株)	朽木 充嗣	宮崎市跡江386-4	2	宮崎高等技術専門学校生
2	宮崎高等技術専門学校	緒方塗装(株)	緒方 克則	宮崎市南花ヶ島町341-3	2	宮崎高等技術専門学校生
3	宮崎高等技術専門学校	井園組	井園 一男	宮崎市大字広原1240-3	1	宮崎高等技術専門学校生
4	宮崎高等技術専門学校	那須工務店	那須 順一	宮崎市吉村町江田原甲189-11	1	宮崎高等技術専門学校生
5	宮崎高等技術専門学校	福本組	福本 市郎	宮崎市大工3丁目207	1	宮崎高等技術専門学校生
	小 計	5社			7	
1	小林高等職業訓練校	西ノ菌建築	西ノ菌茂雄	小林市真方3351	1	小林高等職業訓練校生
2	小林高等職業訓練校	白宮建築	白宮 正和	えびの市東川北122-13	1	小林高等職業訓練校生
3	小林高等職業訓練校	西山工務店	西山 剛	えびの市原田2291	1	小林高等職業訓練校生
4	小林高等職業訓練校	川野建築	川野 武徳	えびの市浦365-101	1	小林高等職業訓練校生
5	小林高等職業訓練校	青山建築	青山 光男	えびの市島内1739-1	1	小林高等職業訓練校生
6	小林高等職業訓練校	仮屋建設	仮屋 照雄	小林市北西方4521	1	小林高等職業訓練校生
	小 計	6社			6	
1	日向高等職業訓練校	三樹建設	三樹賢一郎	日向市大字日知屋16589	1	日向高等職業訓練校生
2	日向高等職業訓練校	山崎工務店	山崎 正文	日向市財光寺1357-12	1	日向高等職業訓練校生
3	日向高等職業訓練校	那須施工	那須 敬一	日向市財光寺1173-3	1	日向高等職業訓練校生
4	日向高等職業訓練校	西村建築	西村 経治	日向市財光寺1179-5	1	日向高等職業訓練校生
	小 計	4社			4	
	合 計	39社			53	
1	桑名市	水谷建設(株)	川村 尚	三重県桑名市大字蛸塚新田328	1	都城市山田町出身
		40社			54	

よりよい現場しょくばで働きたい！

# 協 同 組 合

## 1. 全建協連の総合補償制度（第三者賠償補償制度等）の契約更改のお知らせ

平素は、当協同組合の事業推進につきまして、格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、多くの会員の皆様にご加入いただいております標記制度が本年11月1日に満期を迎えることから、契約更改のための案内文書を送付させていただきました。

手続きにつきましては、同封の見積書作成用の実態調査表に必要事項をご記入の上、全国建設業協同組合連合会へFAXにてご送付ください。

期限が切れますと、事故の際の補償金が支払えなくなりますので、早めに手続きをお済ませいただきますようお願い申し上げます。

本制度は、充実した補償内容に加え、様々な割引制度を導入しており、ご加入者の賦課金のご負担をできる限り軽減することで、加入しやすくなっております。未加入の皆様も加入につきましてご検討いただきますよう宜しくお願い致します。

詳しい内容につきましては、下記までお問合せ下さいますようお願いいたします。

### 全建協連の総合補償制度

#### 全建協連総合補償制度の内容

##### 第三者賠償事故補償制度

工事遂行中に通行人や周囲の住民など第三者にケガを負わせたり、その財物に損害を与えたりしたことにより、加害者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払します。

##### 地盤崩壊危険担保特約

工事期間中に不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・軟弱化土砂崩れもしくは、土砂の流出・流入に起因して、土地、土地の工作物、植物が滅失、毀損もしくは汚損したことについて、加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

##### 土木・建設工事補償制度

火災・台風・作業ミスなど（自然災害・人為的災害）、工事期間中に工事現場で、偶然な事故により工事対象物などに生じた損害を幅広く補償します。

##### 傷害総合補償制度

組合員の役員・従業員・下請負人が就業中（工事中・通勤途上等）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合にお支払します。

##### 全建協連自家共済制度

- 示談交渉調整費用
- 工事対象物見舞金
- 死亡・高度障害見舞金

第三者賠償事故包括契約補償制度を中心として、地盤崩壊危険担保特約の付帯や、土木・建設工事補償制度、傷害総合補償制度との組合せで、土木・建設工事に伴うあらゆる危険に対処することが可能です。  
更に、オリジナルな自家共済制度により、示談交渉調整費用や見舞金などにも対応できます。



## 近年の給付の主な事例

制度		事故日	給付金額	事故の原因・状況
第三者賠償事故包括契約補償制度	対物	2006年7月29日	1,597,598円	道路工事現場で仮設の敷いていた鉄板に通行車両の底部が当たり、破損した。
		2006年1月23日	1,409,100円	ユンボが信号ケーブルに引っかかり、信号機を倒してしまった。
		2007年3月22日	1,545,000円	散水作業中に水道の元栓を締め忘れて水濡れ損害を与えた。
		2007年2月2日	2,496,374円	側溝敷設作業中、クレーンのアームが橋脚のフランジに接触し、鋼桁の底盤が損傷した。
		2006年4月11日	6,535,200円	掘削の際に地中ケーブルを切断した。
		2006年4月21日	1,170,290円	解体工事中、鋼材が倒れ、付近のシャッター等を破損させた。
		2004年7月15日	13,849,500円	国土交通省の光ケーブルを破損した。
		2004年5月12日	10,273,344円	管路埋設工事でクレーンが横転し、家屋が半壊し、車輛も破損した。
	対人	2004年2月13日	970,000円	防火水槽の穴を掘った現場を通行した第三者が転落して骨折してしまった。
	施設	2006年1月4日	450,780円	事務所に設置してある看板が落ちて、近くに駐車中の車両を損傷させた。
	レンタル建機	2006年5月27日	4,876,465円	河川工事中、土嚢が崩れて水が溢れ出し、リースの重機が水をかぶった。
	地盤崩壊危険担保	2005年3月31日	1,282,654円	下水工事により地盤に影響を及ぼし、近隣家屋の土間にひびが入り、車庫の基礎を沈下させた。
		2006年10月13日	2,009,703円	雨水管工事中、地盤崩壊に土間コンクリート、仮設ハウスにひびが入った。
土木・建設工事補償制度	2006年12月27日	1,206,775円	大雨が降ったため完成間近の道路が崩壊した。	
	2006年7月11日	2,105,101円	道路拡幅工事中、リースしていた敷き鉄板が18枚盗難にあった。	

### 【お問い合わせ先】

宮崎県建設事業協同組合

TEL 0985-23-3691

全国建設業協同組合連合会

TEL 0120-355-881 FAX 03-3553-0805

# 技 士 会

## 1. 入札参加資格審査評価においてCPDS（継続学習）制度に「10点」の加点

宮崎県においては、平成20・21年度の「入札参加資格審査基準」が見直され、CPDS（継続学習）制度が今回「10点」の加点を頂けるようになりました。

技士会は、以前からCPDS（継続学習）制度の採用を管理課にお願いしてきたところであり、しかし、時期尚早であることと、全国的なものでのことで少々時間がかかりましたが、今回採用されることになり喜んでいただいております。

イ) 手続き（個人が対象）

- ① 個人でCPDS（継続学習）制度に登録すること。
- ② 登録料 1,300円

=登録完了

この制度は、県技士会や各支部が主催又は共催で開催する講習会や見学会参加や、技士会主催・共催する以外の機関への個人参加、技術論文の発表などを対象として、別に定めた様式により認定申請する事により取得単位（ユニット）として認定して累積加算（加算有効期限5年）管理されるシステムです。

施工技術を適正に保つには、継続的学習（CPDS・学習経歴）が必要です。

最近の急激な科学技術の進歩により施工法も進歩し、国民の価値観も変わり公共的事業に携わる土木施工管理技士の、資格取得後の組織的計画的な継続学習が不可欠です。

ロ) CPDS（継続学習）単位の取得

社団法人全国土木施工管理技士連合会が実施する土木施工管理・CPDS（継続的専門能力啓発システム）へ登録した学習単位に応じて、下欄に掲げる点数を「加算」します。（申請時には、取得ユニット数に関する（社）全国土木施工管理技士連合会の証明を提出）

登録学習単位合計（総数特数）	点数
100UNIT以上	10点
80UNIT以上～100UNIT未満	8点
40UNIT以上～80UNIT未満	6点
30UNIT以上～40UNIT未満	4点
20UNIT以上～30UNIT未満	2点
20UNIT以下	1点

**競争は価格のみでなく、企業の技術力が競争に組み込まれなければならない**

#### ハ) 対象となる者

代表者を含む。代表者以外の者に付いては、会社の社会保険（健康保険）への加入など、一定の雇用関係が確認できることが必要です。

#### ニ) 対象となる期間

平成17年10月1日～平成19年9月30日に取得されたユニット。

## 2. 2級土木施工管理技術検定試験における『準備講習会』終わる

2級土木施工管理技術検定試験準備「講習会」が、技士会主催、県建設業協会のご後援により、「宮崎県建設会館」において盛会裡に終了いたしました。

私ども土木事業を施工する者に必要な国家資格試験ですので、参加者は真剣そのものの学習風景でした。

今後、建設業を取り巻く環境はますます厳しくなります。建設業界の発展には、技術と経営の優れた企業が必要であり、特に技術の継承は大切であります。

このような中、技術者がいま見直されております。具体的に技術者個人の評価やCPDS（生涯学習）などによる学習などを行うことにより技術者のステータスをアップさせてゆかねばならないと思います。このような大事な時期に講習会を開催し、会員の皆様が国家資格を取得されることは誠に意義深いものと思います。さらに挑戦され合格されることを祈っております。

受講生バンバレ!!



2級土木施工管理技士講習会「建設会館」

## 3. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり19年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

**競争は価格のみでなく、企業の技術力が競争に組み込まれなければならない**

日 程	会 場
平成19年11月28日（水）	宮崎市学園木花台「宮崎職業能力開発協会」
平成20年2月9日（土）	〃

宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

### 監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

### 監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

### 2回目の『監理技術者の講習会』終わる

平成19年度第2回目の監理技術者講習会を去る、平成19年8月22日（水）に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催致しました。多数の方々が受講されました。



平成18年度3回目の監理技術者講習（於職能開協）

- \* 今回受講された方の講習修了証の有効期間は「5年間」となります。
- \* 今後は「監理技術者資格者証」と講習会の「講習修了証」の2枚が必要となり公共事業の現場に携帯しなければなりません。

**競争は価格のみでなく、企業の技術力が競争に組み込まれなければならない**

# 建退共

## 1. 平成19年度建設業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

### 1 趣 旨

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く人たちのために、中小企業退職金共済法に基づき創設された退職金制度であり、建設業で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては建設業の振興と発展に寄与することを目的とするものである。

本制度には現在19万の建設事業者、270万人の労働者が加入しているが、上記の目的の達成のためには、できるだけ多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要である。

また、本制度の被共済者である労働者の方々に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入及び貼付されるよう制度の履行確保を徹底することが不可欠である。

本強化月間は、関係諸機関、諸団体のご協力の下、下記の加入促進、履行確保活動を重点的に実施することにより、本制度のより一層の充実を図ることを趣旨とするものである。

2 実施期間 自 平成19年10月1日  
至 平成19年10月31日

3 後 援 厚生労働省 国土交通省

### 4 実施事項

#### (1) 加入促進及び履行確保の推進

- ① 建退共制度への未加入事業所を把握し、個別的就効的な加入勧奨を積極的に行う。
- ② 個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼する。あわせて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を行う。
- ③ 共済契約者に対し、対象労働者のすべてに共済手帳の交付並びに適切な共済証紙の購入及び貼付を要請することにより、確実な履行確保を推進する。また共済手帳及び共済証紙の受払い簿の普及を図る。
- ④ 共済契約者の履行状況を把握し、共済契約の履行が不十分な共済契約者に対し、現場労働者への手帳の交付、証紙の貼付及び手帳の更新等を要請する。
- ⑤ 工事現場等で本制度への認識を高めるための労働者用リーフレットを備付・配付する。
- ⑥ 掛金収納書提出方式（四連符方式）未実施の市区町村の多い都道府県を重点に、当該都道府県の協力を得て、未実施の市区町村に四連符方式を実施するよう依頼する。
- ⑦ 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所への「建退共現場標識」（シール）の掲示を徹底する。

#### (2) 表彰の実施

本制度の普及徹底、加入促進及び履行確保について、特に貢献のあった事業主団体、事業所または個人に対し表彰を行う。

#### (3) 広報活動

- ① テレビ、ラジオ、新聞等の活用並びに地方公共団体及び建設業関係団体の発行する広報紙（誌）等において、本制度の普及に関する広報を強化する。
- ② ポスター、パンフレットの作成・配布、ビデオ・ホームページの活用等による広範囲な広報を行う。



## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分		月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (7月分)
	共 濟 者 数	被共済者数			冊	件	
7月末計	社 3,515	名 48,338	前年度累計	344,311	35,200	19,041,631	108,905,966
加 入	5	161	当 月 分	1,045	187	168,310	64,810
脱 退	6	193	本 年 度 分	4,736	1,164	960,219	198,954
8月末計	3,514	48,306	累 計	349,047	36,364	20,001,850	109,104,920

注：掛金収納額は19.7月分を表す

# 厚生年金基金

## 1. 事業概況（8月分）

### 1. 適 用

(平成19年8月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
400社	4,618人	786人	5,404人

### 2. 給 付

裁定状況

(平成19年8月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	4	1,605,500	45	19,755,100
第2種退職年金	8	2,225,000	79	14,903,400
選択一時金	4	1,460,000	53	29,883,500
脱退一時金	28	6,352,400	163	34,107,800
遺族一時金	0	0	3	841,600

### 3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成19年8月末現在)

信託資産	18,766,717,605 円
合 計	18,766,717,605 円

注：時価である

---

# 建 災 防

---

## 1. 「重機労働災害防止緊急パトロール運動」の結果について！

宮崎労働局（局長 若松光治）は、「重機労働災害防止緊急パトロール運動」期間（本年7月1日から7月31日まで）中、宮崎労働局及び都城労働基準監督署による抜き打ちによる現場安全パトロール（都城労働基準監督署管内103現場）を実施し、違反等の改善指導を行いました。また、都城労働基準監督署管内の発注機関に対して発注現場に対する安全パトロールの実施を要請したところ、発注機関による55現場に対する重機災害防止啓発指導等が行われました。

宮崎労働局及び都城労働基準監督署がパトロールを実施した103現場のうち、6割超の68現場（66%）で何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

また、このうち重機を使用していた76現場のうち、7割超の57現場（75%）で重機関係労働安全衛生法違反が認められました。

重機を使用していた76現場で認められた重機関係の労働安全衛生法違反は延べ89件であり、このうち重機災害防止の基本事項となる作業計画未作成違反が33件と、違反全体の約4割を占めています。

その他、重機の特定自主検査未実施違反（一般自動車で車検に当たる検査の未実施違反）、「無資格違反」（道路交通法で無免許に当たる違反）が高い違反率となっています。

パトロールを実施した現場を工事発注者別に見ると、市町村発注工事及び民間発注工事の現場において、重機関係の労働安全衛生法違反が認められた現場が8割を超える状況となっています。

本パトロール期間中にも、フォークリフトによる死亡災害・乗用型草刈機による転落災害が発生しています。このため、宮崎労働局及び管内の労働基準監督署では、今後本格的な工事発注時期を迎えるに当たり、重機を使用する工事現場における安全確保がさらに図られるように継続して取り組むこととしております。

## 2. 計画的な有資格者の育成を！

今、産業安全面における課題の一つとして、有資格者等の熟練労働者育成の問題があります。

いわゆる「団塊の世代」の定年退職に伴う有資格者の減少を、いかに計画的に補充育成するかが重要な課題になっています。

建設業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在などによって死亡災害等の重大災害が発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、必要な投資は惜しみなく行うことが「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

会員事業者の皆様方におかれましては、今後数年間の退職予定者を考慮しながらの計画的な有資格者育成をお願いします。

### 当面の各種技能講習会予定表

開催日	講習等名	開催場所
10月5日 ～6日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
10月19日 ～21日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
10月25日 ～27日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
11月15日 ～17日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
12月4日 ～5日	職長・安全衛生責任者教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
12月8日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
12月11日	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
12月14日 ～16日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月8日	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
1月11日 ～12日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月18日 ～20日	不整地運搬車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月22日	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスクアセスメント教育	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
1月24日 ～26日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月29日	石綿取扱い作業従事者特別教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
2月5日 ～6日	職長・安全衛生責任者教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
2月8日 ～10日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
2月15日 ～16日	ローラー運転業務の特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
2月21日 ～23日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
3月10日 ～15日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習【6日間】	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1



# 火 薬 協 会

## 1. 火薬類の事故発生状況

### 平成19年火薬類関係事故発生状況

(平成19年8月31日現在)

項 目		件		死		計	
取 扱	種 類 別	件	計	死	計	傷重-軽	計
製 造 中	産 業 火 薬	2	4	0	0	0-1	1-2
	煙 火	2		0		1-1	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消 費 中	産 業 火 薬	3	22	0	0	0-0	4-27
	煙 火	18		0		4-24	
	がん具煙火	1		0		0-3	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう	産 業 火 薬	0	1	0	0	0-0	1-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		1-0	
そ の 他	産 業 火 薬	0	3	0	0	0-0	1-1
	煙 火	2		0		1-1	
	がん具煙火	1		0		0-0	
合 計	産 業 火 薬	5	30	0	0	0-1	7-30
	煙 火	22		0		6-26	
	がん具煙火	3		0		1-3	

**火薬類 慣れた作業に落とし穴 初心にかえって再確認**

# 火薬事故の概要

## (1) 産業火薬の事故

### ア 製造中

19年のNo.1 H19.06.26 16:00 福島県西郷村

電気火管用端子の組立作業を終了した後に、作業員が左手に持った器具に付着した着火薬を拭いていたところ、器具をパレットに落とし、パレットに溜まっていた着火薬が発火したことで、女性作業員が左腕に火傷を負った。

### イ 消費中

19年のNo.1 H19.06.15 11:30 大分県豊後大野市

道路改良工事現場において発破を行った際に岩石が飛散し、発破場所から約10mの地点の墓石及び約40mの地点の家屋の壁や屋根瓦を破損させるに至った。

19年のNo.2 H19.07.28 13:30 福島県白河市

採石場で発破を行ったところ、飛石が発生し、約300m離れた民間の庭にこぶし大の岩石を飛石させた。

## (2) 煙火の事故

### ア 消費中

19年のNo.12 H19.08.04 20:48 愛知県岡崎市

煙火消費中に10号玉の黒玉が発火し、当該建物の別棟の屋根を突き破り開発させ1名に重傷を負わせた。

19年のNo.13 H19.08.05 20:20 山形県酒田市

打ち揚げられた煙火が発火燃焼された火の粉や灰が強風の影響で観客席まで達し、多数の観客の目の痛みや不調を訴えるにいたった。

19年のNo.14 H19.08.05 21:00 鹿児島県上屋久町

花火大会における水中花火のため小型船舶を2名が操船し、他の1名が点火打揚従事者に手渡し同船から海中に投込み煙火花火を開花させていたところ、従事者の投込みが遅れたことから船上で暴発したことで従事者1名が重傷、他の従事者3名が軽傷を負った。

### イ がん具煙火

19年のNo.2 H19.08.14 13:30 福岡県北九州市

花火大会の準備のため、火薬庫の側で煙火玉を打揚筒にセッティングしていたところ、何らかの原因で煙火玉に着火して作業員1名が顔面に重傷を負った。

**発破作業 基本守って 事故防止**

---

## 2. 煙火使用時の基準の厳守

一定量以内の煙火消費については、許可を得なくても消費できますが、警察、消防への届出が必要です。

また、この場合であっても、火薬類取締法施行規則第56条の4の「煙火の消費基準」が適用され、消費基準を厳守しなければなりません。

煙火を消費する場合は、次の規定を守らなければなりません。

- 1 打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
- 2 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- 3 打揚筒の設置場所に携行する打揚煙火の数量は、当該打揚に必要な数量をこえないこと。
- 4 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された打揚煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又は覆いをする事。
- 5 打揚煙火を打ち揚げる場合には、当該打揚に使用する打揚筒は、他の打揚に従事している者に係る打揚筒に対して2 m以上の距離をとること。
- 6 打揚煙火の打揚筒は、風向を考慮して上方に向け、かつ、打揚の際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- 7 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
- 8 消費の準備の終了した仕掛け煙火から20m以内の場所においては、打揚煙火を消費しないこと。
- 9 打揚煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して20m以上の安全な高さで開かせること。
- 10 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚をする場合には、この限りでない。
- 11 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 12 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発又は燃焼しないときは、打揚筒に多量の水を注入し、10分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し、煙火を取り出すこと。
- 13 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 14 煙火の消費に際し、電気点火を行なう場合には、第51条10号及び第11号並びに第54条各号の規定を準用する。

**火薬事故 無理から 不備から 油断から**

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証(株)  
宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成19年度	377	▲23.4%	12,348	▲30.9%	1,525	▲22.0%	50,430	▲26.9%
平成18年度	492	▲2.2%	17,873	28.1%	1,955	5.7%	68,981	19.5%
平成17年度	503	7.5%	13,954	1.2%	1,850	3.0%	57,741	▲32.7%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

### II. 発注者別の状況

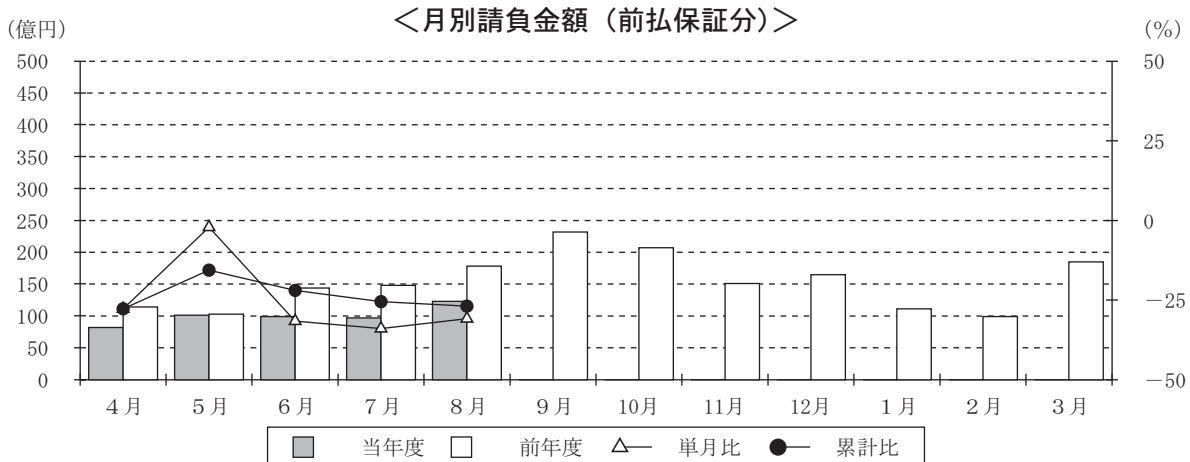
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	54	4,361	▲28.7%	35.3%	136	10,539	▲32.3%	20.9%
独立行政法人等	2	100	▲71.1%	0.8%	27	6,646	▲12.1%	13.2%
県	126	3,342	▲39.0%	27.1%	492	13,283	▲43.9%	26.3%
市 町 村	188	4,216	▲27.2%	34.1%	846	19,060	▲11.9%	37.8%
そ の 他	7	327	137.4%	2.7%	24	899	58.4%	1.8%
計	377	12,348	▲30.9%	100.0%	1,525	50,430	▲26.9%	100.0%

### III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	87	2,641	▲39.7%	21.4%	367	10,702	▲26.1%	21.2%
高 岡	9	421	▲24.2%	3.4%	56	1,488	11.4%	2.9%
西 都	20	363	▲72.8%	2.9%	61	1,310	▲60.2%	2.6%
高 鍋	13	678	▲60.7%	5.5%	57	4,058	▲44.9%	8.1%
日 南	24	768	▲50.7%	6.2%	97	1,762	▲55.5%	3.5%
串 間	13	339	42.2%	2.8%	73	1,114	83.5%	2.2%
都 城	46	1,294	45.2%	10.5%	207	8,944	57.5%	17.7%
小 林	26	546	▲27.3%	4.4%	121	2,875	▲26.7%	5.7%
日 向	59	2,240	▲1.1%	18.1%	229	9,513	▲32.9%	18.9%
延 岡	55	2,612	▲19.5%	21.2%	191	7,250	▲23.8%	14.4%
西 臼 杵	25	441	▲52.4%	3.6%	66	1,408	▲69.6%	2.8%
計	377	12,348	▲30.9%	100.0%	1,525	50,430	▲26.9%	100.0%



# （財）建設業福祉共済団からのお知らせ

## 建設共済加入促進月間 実施中!!

「確かな安心をありがとう」

共済団では、労働者の福祉の向上と企業の経営上の危機に対処することを目的とした建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施しています。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨しています。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・雑誌への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

### 《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

建設共済の主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）における業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることから、約3万社の事業所が契約されています。まだ、建設共済に加入されていない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

### 《年間完成工事高契約の特長》

- 無記名補償
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い
- 共済契約者（事業主）の無料補償
- 事業主への速やかな支払い
- 被災者の子に返済不要の奨学金給付



キャッチフレーズの「確かな安心をありがとう」は加入することで得られる安心感をダイレクトにメッセージして、事業主に「建設共済」の加入を促していきます。

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

# 業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を  
一番よく知っている「建設共済」。  
もしもの時、大きな安心で会社を  
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度

## 建設共済

### 財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

#### 育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、  
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済  
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの  
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>